

塩沢会長理事長出演：ニッポン放送・増山さやかの「ビジネスショウアップ」
放送日：平成 15 年 10 月 28 日(火)～31 日(金)

東京都自動車整備振興会について

10/28(火) 放送分

増山・・・今週の“増山さやかのビジネスショウアップ”は社団法人東京都自動車整備振興会を一週間にわたりご紹介していきます。

スタジオには東京都自動車整備振興会会長の塩沢 優介(シオザワ ユウスケ)さんにお越し頂きました。塩沢さんこんばんは、どうぞ宜しくお願いいたします。

塩沢・・・こんばんは、よろしくお願いいたします。

増山・・・早速ですけども、東京都自動車整備振興会とはこういった団体なのでしょうか。

塩沢・・・はい、東京都自動車整備振興会は道路運送車両法という法律に基づいて設立された公益法人の団体です。全国の都道府県ごとに整備振興会がありまして、整備振興会の会員は国の認可を受けた自動車整備工場で構成しております。東京都自動車整備振興会の場合は5,100の会員で組織しております。全国では約8万の会員がおります。

増山・・・そうなんですか。東京都自動車整備振興会の役割というのはどのようなものなのか教えて頂けますか。

塩沢・・・はい、私たちの役割を簡単に申し上げますと、整備士に対しての研修講習を通じて自動車整備業界の技術を高めるとともに、これら整備工場が守らなければならないモラル(法令)や法律等の指導をおこなっております。また、自動車の整備を通して国民の皆様方の安全と環境にやさしいクルマに乗っていただくためのお手伝い、これも私たちに課せられた大きな役割と考えております。その他に自動車点検整備の重要性・必要性をユーザーの皆様にご理解して頂く運動をしております。

増山・・・はい、塩沢さんのお話を伺っておりますと自動車整備振興会が設立されました理由ですとか動機がとてもよく分かりました。

さて、塩沢さん引き続きまして車検についてお伺いしたいのですが。

あのお、クルマを持っていますと車検時期が来るたびに「どこにお願いしようかなあ」と考えてしまいますよね。多分この番組をお聴きの方々の中にもそういった人がたくさんいらっしゃると思いますが、塩沢さん、整備をする側としてはどのようなところがあるのでしょうか。

塩沢・・・はい、実際、車検を行うのは国の認めた整備事業者による車検と、ユーザーが直接行う「ユーザー車検」あるいは車検代行業者が行う「ユーザー車検」に分けられます。国が認めた整備工場には「認証工場」と「指定工場」があります。「認証工場」は国家資格をもった自動車整備士が点検・整備を実施した車両を国の検査場へ持ち込みます。「指定工場」は先程お話した「認証工場」の中でも一定の基準を満たした工場、自動車整備士が点検整備した車両を、資格をもった自動車検査員が検査する、いわゆる「民間車検工場」です。一方、ユーザー自らが車両を国の車検場に持ち込む「ユーザー車検」や、ユーザーに代わって車両を車検場に持ち込む「ユーザー車検代行業者」があります。実は、車検の前後には必ず点検整備を実施することが法律で定められておりますが、このようなユーザー車検は、点検整備を

実施していない場合がほとんどです。ユーザは勿論、車社会の安全の面からも、そして環境の為に日頃の点検整備は確実に行って頂く様、お願い致します。

増山・・・日頃の点検が大切なんですね。最後に塩沢さんから「車検」についてのアドバイスはございますでしょうか。

塩沢・・・はい、いずれにしても「車検」についてはユーザー自身にクルマの「保守管理責任」がございます。自動車の安全と排ガス汚染防止の観点からも、きちんと点検整備を実施してから車検を受けることが望ましいですね。

増山・・・はい、どうもありがとうございました。今夜は東京都自動車整備振興会会長の塩沢優介さんをお迎え致しました。明日もお楽しみに。

マイカー点検キャンペーンについて

10/29(水) 放送分

増山・・・今週の“増山さやかのビジネスショウアップ”は社団法人東京都自動車整備振興会をご紹介します。今夜も東京都自動車整備振興会会長の塩沢優介さんをお迎えして、お話を伺っていきます。塩沢さんよろしくお願ひします。

塩沢・・・よろしくお願ひします。

増山・・・全国の自動車整備振興会では毎年9月、10月を点検整備推進月間ということでマイカー点検キャンペーンを全国的にPRしていらっしゃるということですが、そうするとキャンペーンもいよいよ終盤ですね。

塩沢・・・そうなんですね。はい、今年はですね「安心を 家族に 未来に マイカー点検」をスローガンにキャンペーンを実施しております。ですが実はですね、東京都自動車整備振興会は11月迄行っております。

増山・・・11月迄ですね。キャンペーンではどのような事を行っているのでしょうか。

塩沢・・・はい、都内約30ヶ所で点検整備に関する実技講習や愛車の無料点検、日常点検の方法、自動車なんでも相談コーナーなどの「マイカー点検教室」を行っております。

増山・・・はい、東京都自動車整備振興会がこのキャンペーンを通しましてユーザーの方々に伝えたい、それから理解して頂きたいことはどのようなことでしょうか。

塩沢・・・実は、ここに資料がございまして、交通事故総合分析センターが実施した調査によりますと、平成11年のデータで整備不良の自動車が事故の第1当事者となった交通事故は193件もありました。その中でも自家用乗用車が約半分の51.3%を占めております。これら整備不良の要因はタイヤやブレーキ等の制動装置部分なんです。つまり、事前に十分防ぐことが可能な要因といえます。私たちがこのキャンペーンを通して伝えたいことは自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図るためには、自動車ユーザーの自己責任による維持管理と個々の自覚。それを伝えたいということです。

増山・・・はい、自分で自覚をしっかりとってということでございますね。今夜もどうもありがとうございました。今日は東京都自動車整備振興会会長の塩沢優介さんをお迎えしてお話を伺ってまいりました。

増山・・・“増山さやかのビジネスショウアップ”今週は社団法人東京都自動車整備振興会のご紹介です。

今夜も東京都自動車整備振興会会長の塩沢 優介さんをお迎えしてお送りしてまいります。塩沢さん宜しくお願い致します。

塩沢・・・よろしく申し上げます。

増山・・・これまで東京都自動車整備振興会の活動内容をいろいろと伺ってまいりましたけど“環境”に対しましてはどの様な取り組みをなさっているのでしょうか。

塩沢・・・はい、私ども東京都自動車整備振興会では9月1日～10月31日までの間、都内約1,000の自動車整備工場で「ディーゼル車の黒煙測定無料」キャンペーンを実施しております。これはディーゼル車の排気ガスを調べ、黒い煙の濃度を知っていただき、適切な点検整備を行っていただくことにより地球環境をきれいにしようというキャンペーンです。

増山・・・はい、点検整備を受けることによりましてどの様な改善が図れるのでしょうか。

塩沢・・・はい、これは一昨年と昨年、東京都自動車整備振興会が行った調査によりまして、適切な点検・整備によってディーゼル車の黒煙濃度が平均14%～15%改善されるという結果がでており自動車の点検整備が環境に対していかに大きな効果をもたらすかが証明されております。また、燃費に関しましてもJAFの調査ではディーゼル車の新品エアクリナーと汚れたエアクリナーを比べますと走行距離が1リッターあたり280mも伸びるという結果も出ています。

増山・・・そんなに、では、自動車の点検整備は排気ガスの削減と同時に燃費を良くする効果があるのですね。ところでこのキャンペーンを実施している整備工場には何か目印はありますか。

塩沢・・・はい、ディーゼル車の黒煙測定無料キャンペーンを実施している整備工場では「チェックは無料 黒煙は有害」と書いた黒地に赤文字のノボリを立てておりますのでお気軽にお立ちよりください。又、ご希望の方にはこれは有料ではありますが、黒煙を減らすのに効果があるエアクリナーなどの点検や掃除をいたしております。

増山・・・はい、「チェックは無料 黒煙は有害」と書いた黒地に赤文字のノボリが目印ということですね。今日はどうもありがとうございました。明日は最終日になります、どうぞお聴き逃しなく。

増山・・・“増山さやかのビジネスショウアップ”今週は社団法人東京都自動車整備振興会をご紹介しております。最終日の今夜も東京都自動車整備振興会会長の塩沢優介さんをお迎えしています。塩沢さん今夜もどうぞ宜しく申し上げます。

塩沢・・・よろしく申し上げます。

増山・・・今年の4月1日から“不正改造車”に対する規則が厳しくなったようですけど。

塩沢・・・はい、4月1日から「道路運送車両法」の一部が改正されまして、不正改造車

の排除強化が進められております。例えば、消音器、マフラーのことですが、これを切断したり、運転者席と助手席の窓ガラスに着色フィルムを貼り付けたクルマや、過積載を目的にさし枠を取り付けたダンプカーなど、人に危険を及ぼし環境に悪影響を与える不正改造車ですが、このような車を撲滅するために、不正改造行為そのものを禁止する規定が新しく設けられ、さらにそのユーザーに対する整備命令制度が強化されました。

増山・・・確かに、今おっしゃったようなクルマを私もよく見かけます。そういった不正改造車に対する罰則内容というのはどのようになっていますか。

塩沢・・・はい、不正改造車両には、街頭検査などにおいて、「整備命令」が発令され、「整備命令標章」というステッカーが貼られます。これらの不正改造車は15日以内に整備したうえで運輸支局へ現車を提示しなければなりません。整備命令を無視したり、ステッカーを剥がした場合は最大で6ヶ月間自動車の使用が停止され、車検証とナンバープレートが没収されます。今回の法改正では、保安基準に適合しない不正改造を行った場合、違反者には6ヶ月以下の懲役か若しくは30万円以下の罰金が科せられます。又、改造を行ったカー用品店や自動車整備工場も処分の対象となります。

増山・・・はい、6ヶ月以下の懲役か30万円以下の罰金。そしてカー用品店や自動車整備工場も対象になるということですね。わかりました。法改正によって今後成果が上っていくことを期待したいですね。今週は1週間にわたって社団法人 東京都自動車整備振興会をご紹介いたしました。どうもありがとうございました。

塩沢・・・ありがとうございました

増山・・・「ビジネスショウアップ」今週はこの辺で・・・